

回答書

令和8年7月24日

「かめおか児童クラブ運営業務」の質問に対し、次のとおり回答します。

No.	該当資料名	頁	質問事項	回答
1	実施要領	P 1	各学童クラブの施設状況(学校内教室、専用棟など)を図面と併せてお示しください。 また、それぞれのクラブには午前中から職員が入室することは可能か。	各児童クラブの図面については、防犯及び施設管理上の観点から提供していません。 また、職員の入室時間（午前中から）については、学校との協議が必要となります。
2	実施要領	P4	9(1)-② 企画提案書はパワーポイントで作成しても差し支えないか。	パワーポイントで作成いただくことは可能です。 取り扱いについては、実施要領10(6)-③のとおり
3	仕様書	P2	昨年度の平均登室人数をクラブ毎「平日」「長期休業日」「土日、祝日」に分けてご教示ください。	別表のとおり
4	仕様書	P2	配慮が必要な児童が何名在籍しているかクラブ毎にご教示ください。	現在、特別配慮が必要な児童という入会区分はありません。 したがって職員の配置にあたって特別な対応はしていません。（加配職員の配置）
5	仕様書	P7	(2)④ 「スクリレ」は、どのような機能が利用可能かご教示ください。	①メッセージとプリントの配信機能 ②欠席などの連絡機能 ③連絡事項をまとめて管理する機能 ④一斉配信機能 ※③は現在使用していません。 ※④はオプション機能
6	仕様書	P8	10(3)-① 継続雇用を希望する方に正社員を打診する場合は、現在の時給×160H(週40時間)+期末勤勉手当分となるようにする配慮する認識で良いか。	お見込みのとおりです。 ※現在の時給＝令和8年度人事院勧告後の時給となるよう努めてください。
7	仕様書	P8	10(3)-① 「令和9年3月末時点で、年次有給休暇に残日数がある場合、当該日数を令和9年度に引き継ぐこと」とあるが必須か。 会社の規定により有給の引継ぎが困難な場合、残日数分の有給を買い取る等の対応をしても良いか。	必須事項とします。 なお、会社の規定により引継ぎが困難な場合、法令の範囲内でそれに代わる対応も可能とします。

No.	該当資料名	頁	質問事項	回答
8	仕様書	P8	(R8年度時間単価等) クラブ毎に「日々雇用」の職員数を支援員・補助員に分けてご教示ください。 P2の登録児童数に明記されている支援員人数は週4日勤務以上の職員数と推察しております。	令和8年4月1日現在で、日々雇用の支援員17名、補助員80名です。 そのうち固定の日々雇用は、亀岡2名（支援員、補助員各1名）、安詳1名（補助員）、東別院1名（補助員）、吉川1名（補助員）、稗田野1名（補助員）、千代川2名（支援員、補助員各1名）、つつじヶ丘3名（補助員）、城西1名（支援員）、詳徳1名（補助員）、育親学園2名（補助員）
9	仕様書	P8	(R8年度時間単価等) クラブ毎に期末・勤勉手当の支給対象者が何名いるのか内訳をお示しください。	仕様書4(2)の支援員と支援補助員の合計が、各児童クラブの期末・勤勉手当の支給対象者の内訳となります。
10	仕様書	P8	(R8年度時間単価等) 地域手当は時給×実労働時間数×8%として毎月支給をする認識で合っているか。	仕様書10(3)-①（令和8年度時間単価等）の時間単価に地域手当を含んでいます。
11	仕様書	別表1	おやつ代の『精算』とあるが、これは徴収額に対し発注金額が少なかった場合の返金等を指しているのか。	一時利用者に対する日割り計算による精算を想定しています。
12	仕様書	別表2	施設管理等業務委託料(市負担)の内訳をご教示ください。また、カーペット清掃やワックス清掃などの保守料は見込む必要がないかご教示ください。	施設管理等業務委託料については、大井小学校かめおか児童クラブ（メディアス）のセコム警備委託料年額155,760円を想定しています。 なお、カーペット清掃やワックス清掃などの保守料は不要ですが、日ごろから施設内の清掃を行い、適正な環境整備をお願いします。
13	仕様書	別表2	クラブ毎に過去3年間の修繕実績(7万円未満)をご教示ください。	別表のとおり
14	その他		各クラブ、職員用の駐車場はあるのか。ある場合、無償で利用可能かご教示ください。	各児童クラブの敷地内（または近隣）に駐車場があり、無償で利用可能です。
15	その他		小学校の校庭や体育館は利用可能か。 また現在、使用しているのであれば頻度・行事内容をご教示ください。	令和8年4月1日現在で、一部の児童クラブを除き校庭や体育館を利用しています。 使用している頻度については、学校との協議が必要なため、各児童クラブで異なります。 主に、遊具、ボール遊びなどを行っています。
16	その他		9,000円相当処遇改善補助金を採択しているか。採択している場合、仕様書P8に記載の時給に処遇改善分が含まれている認識で良いか。	採択しています。 また、仕様書10(3)-①（令和8年度時間単価等）の時間単価に処遇改善分を含んでいます。
17	その他		クラブ毎に複合機の設置を検討しているが、設置は可能か。	学校との協議が必要なため、設置できない可能性があります。
18	その他		施設見学を希望しますが、可能でしょうか	夏季休業期間のため、予定していません。
19	実施要領	P3	支店・営業所で参加する場合の本社の委任状は任意様式と読み取りましたが、委任者・受任者両方の押印が必要などの定めはありますか。	支店・営業所で参加する場合の本社の委任状は任意様式とします。また、押印に関する定めはなく、委任者の押印があれば差し支えありません。

No.	該当資料名	頁	質問事項	回答
20	実施要領	P3	参加申込手続きの提出書類にあります「亀岡市における入札参加資格審査申請受付書」は原本の提出が必要でしょうか。	写しでも差し支えありません。
21	実施要領	P4	様式10の予定担当者調書について、提出すべき情報はどの役職からになりますか。本業務に亀岡市専属で従事する事務局職員（管理者および会計担当等）になりますか。また、保有資格は本業務に関連する資格という認識でよろしいでしょうか。	本業務に従事する事務局職員（総括責任者、会計担当など）を記載してください。 また、保有資格は本業務に関連する資格を記載してください。
22	実施要領	P4 P5	様式10について、9企画提案書の項目にて④として正本及び副本での提出となっていますが、5ページの10審査の項目にて前々日の正午までに提出となっています。両方提出するという認識でよろしいでしょうか。またその場合、1回目提出する予定調書に記載された者でないとプレゼンテーションに参加できない等の定めはありますか。	両方提出してください。 なお、2回目（プレゼンテーション審査の前々日の正午まで）の提出時に記載された方については、プレゼンテーションに参加いただけます。
23	実施要領	P2 P6	2項では「提案事業者が1者の場合は、資料審査のみを行う可能性がある。」とありますが、6項では「参加者が1者の場合は、選定委員会において手続きを継続するのか又は参加資格等を見直して再公告をするのかを協議し決定する。」とあります。どちらが優先されますか。	選定委員会において対応を検討するため、事前にお答えできかねます。
24	仕様書	P3	土日祝に開所の施設は3か所という認識でよろしいでしょうか。他施設の月額職員の応援などはございますか。全体のクラブの3か所への分け方をご教示ください。また開所される場合の児童数と支援単位に関してご教示をお願いいたします。	原則、土日祝については3箇所開設とし、職員については他施設の職員や日々雇用の職員も従事しています。 また、3箇所への分け方については、土日祝の利用申込時に希望される児童クラブごとに分けています。 なお、3箇所とも1名以上利用される場合は開設し、支援単位は1とします。
25	仕様書	P2	育親学園かめおか児童クラブの登録児童数に対し、月額支援員の人数が多いように感じますが、理由を教えてください。	育親学園かめおか児童クラブは旧小学校単位（畑野、本梅、青野）で開設しており、各学校単位で支援員を配置しているためです。
26	仕様書	P2	登録児童数に対しクラス数の少ないクラブ（城西、亀岡川東など）は大型の教室を利用しているという認識でよろしいでしょうか。特段大きな教室ではなく、実際に来所する児童数が少ないということでしょうか。ご教示ください。	登録児童数に対し、クラス単位数が少ない児童クラブについては、大型教室を利用しているという認識で概ね差し支えありません。
27	仕様書	P8	(3)に関しまして、職員を継続雇用する場合、現行給与水準以上を維持すれば、前年までの処遇改善を考慮する必要はないという認識でよろしいでしょうか。	令和8年度人事院勧告後の給与水準以上で継続雇用するよう努めてください。

No.	該当資料名	頁	質問事項	回答
28	仕様書	P8	令和9年3月末時点で年次有給残日数がある場合引き継ぐとありますが、引継ぎに関しては委託金額に含まれますでしょうか、別途協議となりますでしょうか。また保有日数すべてを引継ぎでしょうか。その場合、積算に正確性を持たせるために職員の保有日数についてご教示ください。	委託金額に含みます。 令和8年度の付与日数を上限に年次有給休暇残日数を令和9年度繰越し分として引き継いでいただく予定です。 (参考) 令和8年度の付与日数 1,480日 令和7年度から令和8年度への繰越し日数 935日
29	仕様書	P8	決算額の報酬と職員手当ての内容に関しまして、報酬＝月額給与のみののか、職員手当て＝期末勤勉手当のみののか、社会保険料はまた別途なのか。ご教示ください。	報酬＝常勤の月額給与及び時間外勤務手当、日々雇用の給与 職員手当＝常勤の期末勤勉手当のみ
30	仕様書	P8	地域手当は時間単価に含んでいるでしょうか。別途でしょうか。また期末・勤勉手当の算出基準は地域手当を含みますでしょうか。	含んでいます。 また、期末勤勉手当の算定基礎額に地域手当は含みます。
31	仕様書	P8	賃金に幅がありますが、〇円が何名、〇円が何名というデータを頂きたいです。	別表のとおり
32	仕様書	P8	総括責任者が各クラブいるが、別途手当がありますか。	別途手当はありません。
33	仕様書	P8	通勤費データも可能なら頂きたいです。	令和7年度決算見込額 4,929,100円
34	仕様書	P2	長期休暇限定の職員雇用に関しまして、支援員、補助員の昨年の雇用人数の実績をご教示ください。	昨年度、長期休業期間限定の職員雇用は行っていません。ただし、学生等で実質的に長期休業期間に限定して勤務となった者が一定数います。
35	仕様書	P2	現状クラブに設置している備品一覧と引継ぎ可能な備品をご教示ください。	備品一覧は公表できませんが、現在の運営に必要な備品については各児童クラブに設置しており、原則として引継ぎ可能です。
36	仕様書	P8	お示しいただいた給与情報は処遇改善手当てを含んだものか、ご教示ください。	含んでいます。
37	その他		配慮児童が増えた場合等は別途委託料の協議が可能でしょうか。	仕様書15(4)の協議が必要な事項として想定はしていません。詳細はNo.4のとおり
38	実施要領	P5	プレゼンテーションは何人まで参加が可能でしょうか。	5名までとします。
39	実施要領	P5	プレゼンテーション20分の中に機器設置や自己紹介が含まれますでしょうか。	機器設置（準備時間）は別途5分程度を設ける予定です。なお、公平性を期すため会社名を含め自己紹介は不要です。
40	実施要領	P5	選定委員の構成についてご教示ください。	選定に影響を及ぼす可能性があることから、所属や役職等の具体的回答は差し控えさせていただきます。
41	仕様書	P2	「5. 委託期間」の「契約日」は、いつを想定されていますか。	令和8年9月下旬頃を想定しています。

No.	該当資料名	頁	質問事項	回答
42	仕様書	P2 P3	支援員等の勤務時間は、1日5時間となっていますが、児童クラブの開設時間は13時30分から19時までの5時間30分となっています。現状では、どのようなシフトを組んでおられますか。	基本的に13時30分から18時30分までのシフトを組んでいます が、保護者のお迎えが18時30分以降となる場合は、予め各児童クラブで決めている延長当番が30分程度の時間外勤務を行っています。
43	仕様書	P3	「6. 開設条件」の(1)④について 日曜、土曜及び祝日の設置場所は3か所となっています。これは他の児童クラブの利用者も、この3か所に集約されると理解してよろしいですか。またこの3か所の職員は専任でしょうか、それとも他のクラブからの派遣などを含むのでしょうか。実態をお知らせください。	No.24のとおり
44	仕様書	P3	「6. 開設条件」の(1)④について 日曜、土曜及び祝日の利用状況や実施状況をお知らせください。	利用状況については、No.3のとおり 実施状況については、 安詳小学校 54日（土曜50日、祝日4日） 大井小学校 82日（土曜50日、日曜19日、祝日13日） 城西小学校 62日（土曜48日、日曜1日、祝日13日）
45	仕様書	P3	（3）児童の下校」について。保護者以外の児童引き渡しについては、事前に保護者から申請書などの書類を提出していただく必要があると考えますが、いかがでしょうか。	現在、保護者以外の方がお迎えに来られる場合は、事前に送迎代理者連絡票を提出いただいています。
46	仕様書	P3	「（3）児童の下校」について 下校の方法は、保護者のお迎えだけでしょうか。集団下校などはありますか。	保護者のお迎えのみです。
47	実施要領 仕様書	P2 P5	「8. 法令順守」について 児童育成についての関係法令等の順守が指摘されていますが、その他の法令や規範（例えば働く条件に関することや、セクハラ・パワハラ等）についてはどのようにお考えですか。（プロポーザル参加の条件と関係しますか。）	仕様書8に明記している関係法令は、特に放課後児童健全育成事業に関係するものを列挙しているに過ぎず、事業の運営にあたっては、当然に労働関係法令も含め法令遵守してください。
48	仕様書	P6	「⑥おやつの実施」について。手作りおやつなどは可能でしょうか。あるいは現状で実施されているのであれば、その実施状況などをお知らせください。	製造方法についての基準は設けていません。 現在、おやつ提供は行っておらず、長期休業期間および土日祝のみ各家庭から持参していただいています。
49	仕様書	P6	「⑥おやつの実施」について。おやつ代の徴収は、現状ではどのようにされていますか。（現金回収か、銀行引き落とし等か。）	現在、おやつ提供は行っていません。
50	仕様書	P6	「⑦連絡調整会議」について 受託した事業者の責任者と、市職員との協議は必要と存じますが、主任と市職員による会議で市からの業務上の指示があれば、いわゆる「偽装請負」になりませんか。	会議の目的は、課題の共有や事務の調整等であり、市から受託者の労働者（支援員等）へ直接的な業務の指示や命令は行いません。

No.	該当資料名	頁	質問事項	回答
51	仕様書	P13	「業務分担区分」の表にて、「支援員等の指導・指示」等が「共通」項目とされています。これも、市から職員への指導等があった場合、前項と同じように、「偽装請負」になりかねないと考えられませんか。	仕様書17のとおり、保護者から要望、苦情等を受けた場合、最終的には市と受託者で協議のうえ解決を図ることとしています。そのため、支援員等への要望、苦情等があった場合を想定し、「支援員等の指導・指示」等を「共通」項目としています。 なお、市から支援員等へ直接的な指導等は行わず、あくまで受託者の事業責任者から指導等を行っていただきます。
52	仕様書	P7	「③学校及び地域との連携」について。現状では、円滑に連携されているのでしょうか。例えば学校が、個人情報保護などの理由によって、必要な情報を開示いただけないケースや、事故などに際して連携していただけないことも考えられます。	現在、学校とは日常的に情報を共有（健康状態、学校でのトラブルなど）し、災害時・事故等の緊急時についても（警報発令時）円滑な連携に取り組んでいます。
53	仕様書	P7	「④ICTシステム」について。現状では導入されているように見受けられますが、これを引き継ぐことは可能か。あるいは別のシステムを導入するのであれば、参考のため現状の仕様・費用などをお知らせください。	引き続き使用することは可能ですが、契約の引継ぎ方法については、協議の上、決定する予定です。 (参考) ・令和8年度契約金額（年額）844,800円 ・仕様書は別添のとおり
54	仕様書	P8	「年次有給休暇」の残日数の引継ぎについて。本来であれば、御市において労働者の不利益分を配慮されるべきではないでしょうか。	No.7、28のとおり
55	仕様書	P8	処遇・賃金について。現状の「期末・勤勉手当」の支給方法をお知らせください。例えば期末手当とは、年1回か。勤勉手当は月ごとに支給するのか、あるいはその基準は何か。一時金（ボーナス）の制度はないのか・・・等々。	(支給対象者) 仕様書10(3)-1（令和8年度時間単価等）の期末・勤勉手当のとおり (支給方法) 年2回（6月、12月）に支給 (支給基準) 「基準日（6月1日、12月1日）に在職している職員」であり、在職期間によって支給率が異なります。 (条例及び規則) ・亀岡市一般職員の給与に関する条例 ・期末手当及び勤勉手当支給規則
56	仕様書	P8	令和8年度時間単価等の表において示されている月額あるいは時間単価は、8%の地域手当を含んだ額でしょうか。	No.30のとおり
57	仕様書	P9	「(4) 支援員等の研修」について。現状の実施状況をお知らせください。	令和7年度、全体研修としては以下の研修を実施しました。 ①子どもの笑顔のために－子どもの権利を知り、守る－ ②「子どもの心を動かす」－子どもたちとの関わり方で留意すること ③「放課後児童支援員の役割と資質向上」

No.	該当資料名	頁	質問事項	回答
58	仕様書	p9	「11. 衛生管理等」のごみ処理について 「市の指示する場所に廃棄」する場合、その費用は市の負担ですか。（例えば小学校内の所定の場所に廃棄する場合は、どのように考えればよいですか）	基本的には、小学校内の所定の場所に廃棄いただくため、費用はかからないと想定しています。 なお、粗大ごみ等の、処分方法が法で定められているものについては、関係法令を遵守し、受託者負担で処分してください。 (参考) 令和7年度粗大ごみ等の処分費なし
59	仕様書	P10	「13. 保険の加入」について 児童クラブ運営事業者や支援員等の過失ではなく、児童自分でけが、病気をした場合の保険（スポーツ保険等）は、市が加入されていますか。	現在、児童クラブを利用している児童は、保護者負担（年額800円）で公益財団法人スポーツ安全協会が運営しているスポーツ安全保険に加入しています。 なお、加入手続き・請求手続きは市で行っています。
60	仕様書	P10	「16. 実績報告書等の提出」について。 国・京都府の交付金について、申請・交付されているものについてお知らせください。	国・京都府の交付金の申請に必要な事項については、主に各児童クラブ毎の運営経費、年間開所日数や利用児童数となります。
61	その他		障がいのある児童を受け入れた場合の、支援員等の加配についての考え方についてお知らせください。また加配が必要な場合、その人件費は別途請求させていただくことができますか。	No.37のとおり
62	その他		夏休みなど長期休業中に、保護者からお弁当などを提供することを要望される場合があります。これについてはどのようにお考えですか。	現在、夏季休業期間のみ保護者の負担軽減を図ることを目的に、デリバリー弁当の斡旋を行っています。
63	その他		夏休みなど長期休業中に実施する行事について、市の施設等で利用できるもの等がありますか。	運営に支障をきたす場合等については、市や学校と協議の上、新たな施設等を利用できる可能性があります。
64	その他		夏休みなど長期休業中だけ、児童クラブを利用できるというような制度をとっておられますか。そういう制度があるなら、夏休みなどに増加する利用児童の数をお知らせください。	長期休業日のみの入会については、午前中勤務の方も対象として児童を受け入れています。 (長期休業日) 月～金曜日の週3日以上勤務かつ、午前中勤務の方 (長期休業日以外) 月～金曜日の週3日以上勤務かつ、14時以降の勤務の方 (利用児童数) 令和7年4月 1,464人 7月 1,673人 8月 1,658人
65	その他		前項で質問したように、夏休みに利用児童が増える場合、それに対応した学級の増設はありますか。	長期休業期間に限らず、市と協議の上、支援の単位数を増減させる場合があります。

No.	該当資料名	頁	質問事項	回答
66	仕様書	P8	前年度の勤務シフト実績を共有いただけますでしょうか。 1日あたりの必要配置人数・シフトを教えてくださいです。	各児童クラブの必要配置人数については、支援単位や利用児童数に応じて、亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定に基づき配置しています。 シフトについては、No.42のとおり
67	仕様書	P7	市が現在利用している「スクリレ」を継続利用できるのか、またその場合の費用はいくらなのか確認したいです。	No.53のとおり なお、継続利用する場合の費用については、お答えできかねます。
68	仕様書	P8	保育に関する無資格・未経験者を採用し、補助員として配置することは可能でしょうか。	可能です。
69	仕様書	P6	児童のアレルギー等の情報は現在どのように管理されていますでしょうか。	現在、おやつの提供は行っておらず、長期休業期間および土日祝のみ各家庭から持参していただいています。
70	仕様書	P6	児童クラブへの交通手段は公共交通機関の他に自転車・自動二輪車・普通自動車のどこまで使用が可能でしょうか。	すべて利用可能です。
71	仕様書	P8	10、支援員などの体制職員体制について（3）雇用及び処遇にて令和9年3月末時点で、年次有給休暇に残日数がある場合、当該日数を令和9年度に引き継ぐこととの記載が御座いますが、現在の職員の残日数が想定できかねます、想定されている残日数、またその金額をご教授ください。	No.28のとおり
72	仕様書	P14	別表2）経費の分担区分について 各クラブ単位の令和7年度収支明細書など経費使用金額がわかる資料の開示をお願いします。	別表のとおり ※各児童クラブ毎ではなく、全児童クラブの合計金額とします。（令和7年度決算見込額） ※人件費については、仕様書10(1)-③を参考にしてください。
73	仕様書	P2	各クラブの登録児童数をお示しいただいておりますが、特別な配慮が必要な児童数と配置されている加配対応職員の人数を各クラブ単位でご教授ください。またその基準をお示しください。	No.4のとおり
74	仕様書	P8	10 支援員などの体制（3）雇用及び処遇 示されている報酬や職員手当は、上記加配対応職員の人件費を含めた金額との認識で宜しいでしょうか。また、職員手当とは期末手当および勤勉手当との認識で宜しいでしょうか。	No.4、29のとおり

No.	該当資料名	頁	質問事項	回答
75	仕様書	P2 P3	6、開設条件について ④日曜日、土曜日及び祝日の開設場所を示されており、前頁で開所日を示されておられますが、基本該当する3施設は年間の中で、定められた閉所日を設けず365日（閏年は366日）開所が前提との認識で宜しいでしょうか。 また、令和7年度の開所実績では大井小学校かめおか児童クラブが321日と亀岡市内で年間最大の開所日となっておりますが、閉所された44日、城西小学校かめおか児童クラブが閉所された64日、安詳小学校かめおか児童クラブが閉所された67日と年間の開所日が異なっているのは、合同保育をされたとの認識で宜しいでしょうか。	閉会日については、仕様書6(2)のとおりです。 また、令和7年度各児童クラブで年間開所日が異なっていることについては、①土曜日及び祝日は、事前に利用児童がいない場合は開所していないため、②日曜日は、ほとんどを大井小学校で開所（合同）していたためです。
76	仕様書	P3	6、開設条件 安詳小学校かめおか児童クラブ、大井小学校かめおか児童クラブ、城西小学校かめおか児童クラブの日曜日、土曜日及び祝日の各クラブ単位での利用児童数をご教授ください。 また、市と協議の上で合同（1箇所）開設することができると記載されておりますが、利用予定児童数が何名以内であれば合同開設との協議になるのかお示しください。また利用予定人数が多く合同開設を実施しない場合は、どこの児童クラブはどの施設を利用するなどのエリアをご教授ください。	利用状況については、No.3のとおり 合同（1箇所）開設については、現時点で明確な基準は定めていません。 なお、令和7年度は利用者からの承諾を得た上で、日曜日はほとんどを大井小学校で開所（合同）しましたが、原則、土日祝の利用申込時に希望される児童クラブを利用させていただきます。
77	仕様書	P6	⑥おやつの実施 おやつ代に関しては、保護者より徴収することと記載されておりますが、現在の徴収方法は現金で徴収されているとの認識で宜しいでしょうか。	No.49のとおり
78	仕様書	別表1	入会申込等の手続き 入会児童の保険加入について、保険種類の指定はございますか。	指定はありません。